

空き店舗活用事例紹介

1

町の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金を活用して開業した事例を紹介していきます。

旧理容室が「幕理」として再生 ～築56年の空き施設～

町内に散在する空き施設活用の相談窓口「幕別町空き施設利用サポートセンター」設置のほか、レンタルスペースを備えた複合施設として令和5年7月にオープンしました。

本施設は、経年劣化が著しい町内にある空き施設(既存ストック)を再生し、今後の地域活性化につなげるための一つの事例であり、幕理を通じて空き施設の活用促進を図っていきます。

また、町と連携協定を締結している北海道科学大学の情報スペース(大学の入学関係資料・LINEアプリによる相談窓口の紹介など)を夏頃に開設する予定です。

幕理について

住所:錦町52番地の2

①幕別町空き施設利用サポートセンター

▶利用時間 月曜日～木曜日 午前9時から午後5時
※担当者が不在の場合は、外勤や役場商工観光課に在席している場合があります。

▶担当者 幕別町地域おこし協力隊(商工観光課)

一級建築士 一級建築施工管理技士

北海道災害応急危険度判定士

谷保 明洋(たには あきひろ)

▶電話番号 050-8887-3990

②レンタルスペース

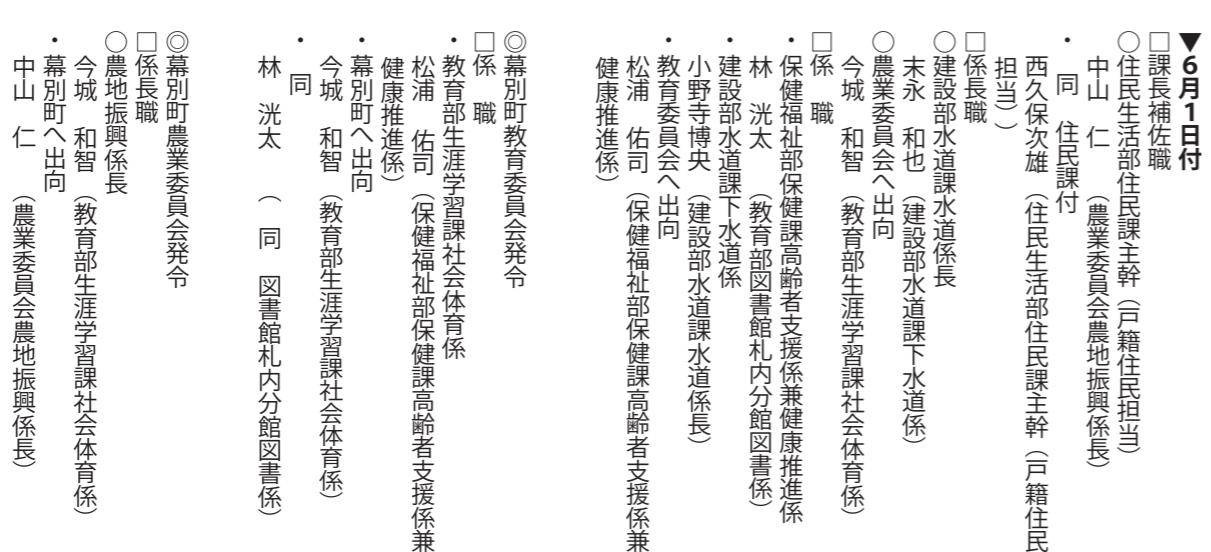
1階…約20m²(土足可能)

2階…約20m²(土足厳禁)



令和6年度 人事異動

(○印は昇任)



幕別町子育て世代 包括支援センターのご案内

妊娠期から子育て期の心配ごとと一緒に考え、子育てを応援しています！

妊娠を希望する方

費用の助成

- ▶特定不妊治療費
(体外受精、男性不妊治療、
新規拡充 先進医療 (令和5年10月から開始))
- ▶一般不妊治療費 (タイミング法、人工授精)
- ▶不育症治療費
- ▶風しんワクチン接種費
(風しん抗体値の低い方で、妊娠を希望する女性や配偶者等)



妊娠中の方

費用の助成

- ▶妊娠一般健康診査費
- ▶超音波検査費
- ▶妊娠健診費
(保険適用外の自己負担分)
- ▶妊娠歯科健診費
(町内歯科医院のみ)

出産応援給付金の支給

- ▶妊娠 1人当たり 50,000円

産後の方

産婦健康診査費用の助成

子育て応援給付金の支給

- ▶新生児 1人当たり 50,000円

産後ケア事業(訪問型、通所型)

育児に関する相談や休息を希望する方に、助産師がケアを行います。

新規拡充① 十勝管内の里帰り先でも利用できるようになりました！

新規拡充② 訪問型は産後 10 ル月まで利用できます！

保健師の訪問

出産への準備と一緒に考え、産後の生活が安心できるよう支援します。

ママカフェ

妊娠さんや子育て中のママが安心して楽しく子育てができるよう、ママ同士の情報交換や助産師によるミニ講話、離乳食の試食、個別相談を開催しています。

- ▶みんなでおしゃべり会
- ▶離乳食もぐもぐ会
- ▶ママにっこり相談



健康相談

妊娠を希望する方や子育て中の方に寄り添い、地域で安心して過ごすことができるための保健師、管理栄養士等による総合相談窓口です。

心配ごとや相談内容により、必要なサービスにつなぎますので、お気軽にご利用ください。

【相談窓口・問い合わせ先】

- ▶保健課おやこ保健係 (☎ 54-3811)
✉ kenkou2@town.makubetsu.lg.jp

- ▶札内支所住民相談室 (☎ 67-1566)

- ▶保健福祉課保健係(ふれあいセンター福寿)
(☎ 8-2910)
✉ churuihokenkakari@town.makubetsu.lg.jp

保健師の訪問

赤ちゃんの発育発達の確認や、子育ての不安を解消し、産後の体調が安定できるよう相談、支援しています。



▲おやこ保健係メール



▲福寿メール

まくべつ子育てアプリ



お子さんの成長記録や予防接種のスケジュール管理ができ、地域や町の子育て情報や、オンライン相談も利用できるアプリです。



他にも、乳幼児健診や時期に合わせた事業を行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▲町ホームページ

申請期限は9月30日(月)

非課税世帯応援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

エネルギー・食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、非課税世帯応援給付金を支給します。

対象となる世帯

令和6年6月3日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和6年度住民税が非課税(免除された場合も含む)の世帯。

ただし、次の世帯は対象外となります。

- 1 世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている世帯。
- 2 令和5年度の非課税世帯応援給付金(7万円)もしくは生活応援給付金(10万円)の対象となった世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。
- 3 他自治体で2と同様の趣旨の給付金を受けた世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

こども加算

非課税世帯応援給付金の支給決定者と令和6年6月3日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。

※平成18年4月2日以降に生まれた児童が対象です。

※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

・令和6年6月4日以降に生まれた新生児

・非課税世帯応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、7月上旬に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。こども加算分の手続きは、必要ありません。

※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

問 福祉課社会福祉係(☎ 54-6612)

支給額

1世帯当たり10万円

申請期限は9月30日(月)

生活応援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増により、家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、生活応援給付金を支給します。

対象となる世帯

令和6年6月3日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和6年度住民税均等割のみが課されている人で構成または住民税均等割のみが課されている人と住民税均等割が非課税の人(免除された場合も含む)で構成される世帯。

ただし、次の世帯は対象外となります。

- 1 世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている世帯。
- 2 令和5年度の非課税世帯応援給付金(7万円)もしくは生活応援給付金(10万円)の対象となった世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。
- 3 他自治体で2と同様の趣旨の給付金を受けた世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

こども加算

生活応援給付金の支給決定者と令和6年6月3日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。

※平成18年4月2日以降に生まれた児童が対象です。

※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

・令和6年6月4日以降に生まれた新生児

・生活応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

支給額

1世帯当たり10万円

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

申請期限は10月31日(火)

定額減税調整給付金のご案内

受給には手続きが必要です

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税を対象に定額減税が実施されます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「定額減税調整給付金」を支給します。

なお、いち早く給付を行う観点から、令和5年分の所得・控除の状況に基づき給付額が算定されるため、令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付金を支給する予定です。

対象となる方

幕別町から令和6年度個人住民税(町道民税)所得割が課税されている方のうち、納税者と配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方(納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の方に限ります)。

※均等割のみ課税される方や非課税の方は、定額減税の対象となりません。

手続き方法

対象となる方には、8月下旬をめどに書類を送付いたします。

問 福祉課社会福祉係(☎ 54-6612)

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

調整給付額

▶定額減税可能額

○所得税分=3万円×減税対象人数

○個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

※減税対象人数=納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の数

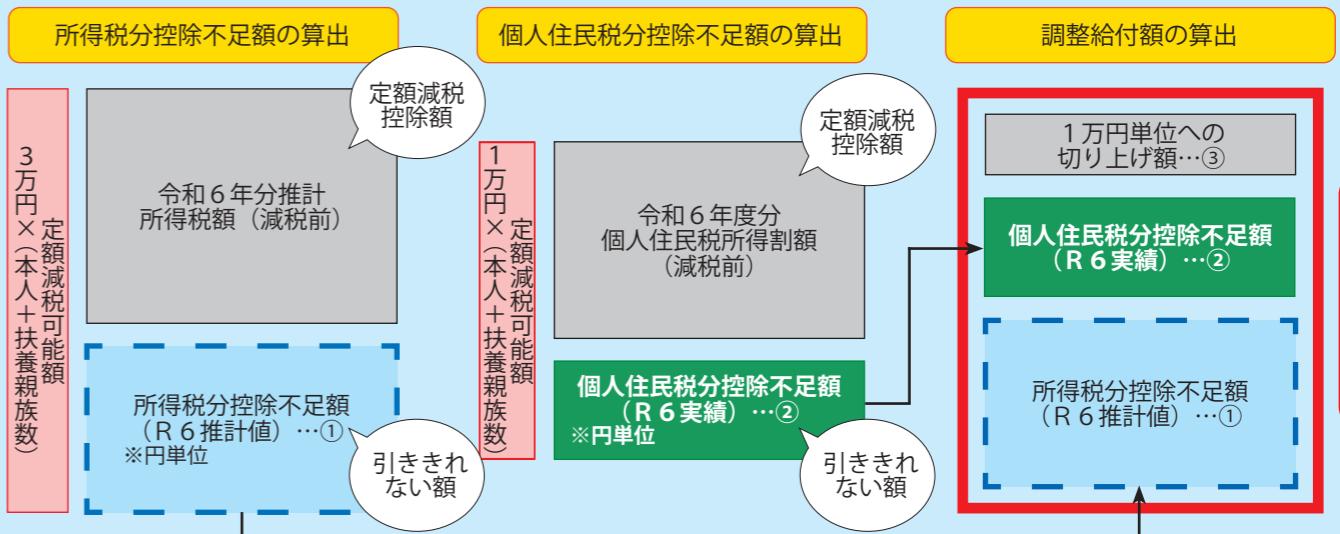
▶調整給付額 (①+②+③)が調整給付額です

・所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額=所得税分控除不足額…①

・個人住民税所得割分定額減税可能額-令和6年度分個人住民税所得割額=個人住民税分控除不足額…②

・①+②の合算額の1万円単位への切り上げ額…③

「調整給付額」の算出方法について(イメージ)



後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

後期高齢者医療保険料は
広報6月号をご覧ください。

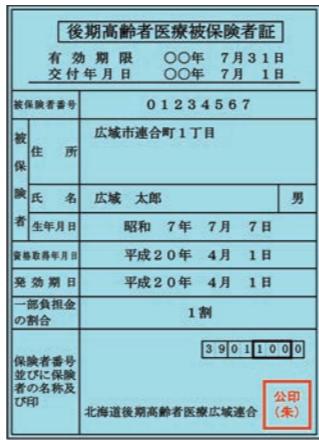
保険証が新しくなります(黄色→水色)

現在、使用している黄色の保険証は令和6年7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、手元に届きましたら水色の保険証を使用してください。

◆新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

新しい保険証は水色です



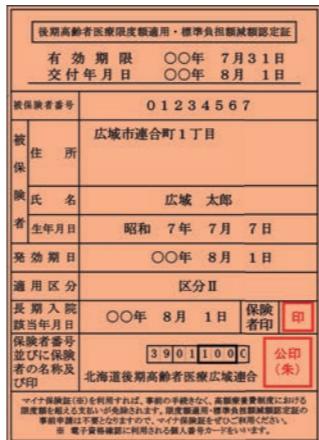
減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)も 新しくなります(黄緑色→橙(オレンジ)色)

現在、使用している黄緑色の減額認定証と限度証は、令和6年7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証と限度証を使用してください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することを確認の上、住民課国保医療係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

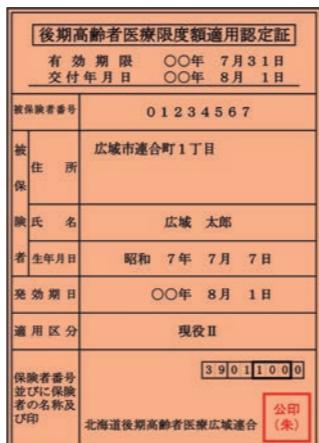
▶減額認定証の交付対象 次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ・老齢福祉年金を受給している方
区分Ⅰ	



▶限度証の交付対象 次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯の被保険者の方



新しい減額認定証・限度証は橙色です

▶7月の保険証送付時に個人番号の下4ヶタをお知らせしますので確認してください。

7月中に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ヶタを併せてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、確認してください。

問北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
住民課国保医療係(☎54-6602)

運転免許証自主返納・運転経歴証明書 交付申請の出張窓口を開設します

運転免許証の自主返納を考えている方で、帯広運転免許試験場や帯広警察署まで行くことが困難な方のために、帯広警察署と連携して出張窓口を開設します。この機会に、ぜひ運転免許証の返納について検討してください。



- 手続きには本人が来場してください。
- 免許証を返納した時点で、自動車を運転することができなくなります。来場には公共交通などを利用してください。

地区	日付	時間	場所
札内地区	7月23日(火)	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～3時
幕別地区	7月26日(金)	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～2時30分
忠類地区	7月30日(火)	午前の部	午前10時～正午
		午後の部	午後1時～2時30分

予約受け付け

》 当日受け付けはできませんので、必ず事前に予約してください。

▶受付期間 札内地区 7月1日(月)～18日(木) 午前8時45分～午後5時30分
幕別地区 7月1日(月)～22日(木) 午前8時45分～午後5時30分
忠類地区 7月1日(月)～25日(日) 午前8時45分～午後5時30分

▶申込先 幕別地区・札内地区…防災環境課交通防犯係(☎54-6601)
忠類地区…忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)

》 運転免許証の自主返納 》 出張窓口では全ての免許の種類を取り消す場合のみ対応します。

▶対象者 町内に居住し、運転免許証を保有している方で、次のいずれにも該当しない方
①免許の有効期限が切れている方
②免許の取り消し基準に該当している方
③免許停止中の方または免許停止の基準に該当している方
④再試験の基準に該当している方

▶持ち物 運転免許証

》 運転経歴証明書の申請 》 運転経歴証明書は、運転免許証を自主返納した方に発行する公的な身分証明書です。出張窓口で併せて申請できます。

▶対象者 ①今回の出張窓口で自主返納した方
②返納・失効してから5年以内の方

▶持ち物 ①北海道収入証紙1,100円分(発行手数料)
※町内で購入できる場所…北洋銀行幕別支店、札内農協金融窓口、忠類農協金融窓口
②申請用写真(3cm×2.4cm) ※会場で無償で撮影することもできます。
③運転免許証を返納済みの方は、住所と生年月日の記載がある身分証明書

▶交付方法 受け取りまでに1ヶ月程度掛かります。
①各窓口での受け取り
②自宅への郵送(郵送代は申請者負担)

※郵送には返信用のレターパックプラス(520円/赤色)が必要です。
事前にお近くの郵便局で購入して会場までお持ちください。



問防災環境課交通防犯係(☎54-6601)、忠類総合支所地域振興課住民生活係(☎8-2111)

問問い合わせ Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 Ⓛ01558

各種医療費助成制度のお知らせ

健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費（自己負担額）の全部または一部の助成を行っています。詳細は問い合わせください。

▶制度の対象者

各制度の対象要件のいずれかに該当し、かつ該当する本人と該当者の生計を主として維持している方の前年（令和5年）の所得が一定未満（下表参照）の方

重度心身障害者医療制度

- ①身体障害者手帳の1級、2級または3級（内部障害の方のみ）の交付を受けている方
- ②療育手帳のA判定を受けている方、もしくは医師から重度の知的障害と判定された方
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなければ制度の対象とはなりません。

▶所得制限の限度額

扶養親族の数	所 得 額	
	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療
0人	6,287,000円	2,360,000円
1人	6,536,000円	2,740,000円
2人	6,749,000円	3,120,000円
3人以上	213,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算

問住民課国保医療係（☎54-6602）

熱中症に注意しましょう！

熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるもののが考えられます。

環境の要因

- ・気温や湿度が高い
- ・風が弱い
- ・閉め切った屋内、エアコンの無い部屋

からだの要因

- ・高齢者や乳幼児、肥満の方
- ・下痢や風邪症状での脱水状態
- ・二日酔いや寝不足といった体調不良

行動の要因

- ・激しい運動や慣れない運動
- ・長時間の屋外作業
- ・水分補給ができない状況

熱中症を予防するために、「熱中症警戒アラート」発表時には外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。

熱中症の応急処置／

- ▶涼しい場所に避難し、衣服を緩め体を冷やす
- ▶首、脇の下、太ももの付け根を氷のうで冷やす
- ▶水分や塩分を補給する



呼び掛けへの反応が悪い場合は、無理に水を飲ませてはいけません。ただちに119番通報し、救急車を呼びましょう。

国民健康保険に入っている方へ

保険証（被保険者証）の一斉更新

現在、使用している保険証は令和6年7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、8月以降に病院などにかかる際は更新後の保険証を窓口で提示してください。

※新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

※今後、75歳に達し、後期高齢者医療制度の適用となる方は、誕生日の前日が有効期限となります。

『限度額認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請手続きを忘れずに

「70歳未満の方」と「70歳以上で限度額区分が現役並み所得者の現役Ⅰ・Ⅱ、住民税非課税世帯の区分Ⅰ・Ⅱの方」は、申請により『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けることができます。

この認定証を医療機関の窓口に提示すると、入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院の際の食事代が減額となります。詳細は問い合わせください。

▶有効期間 每年8月1日から翌年7月31日まで

※新たに認定証が必要となる場合、または有効期限が令和6年7月31日までの認定証をお持ちの方で、引き続き必要な場合は申請してください。

▶申請に必要なもの

- ①被保険者証
- ②過去1年以内の入院日数が90日を超える場合は、その期間が分かる書類（領収書など）

▶申請場所 役場住民課、忠類総合支所地域振興課、札内支所の各窓口

7月の保険証送付時に個人番号の下4ヶタをお知らせしますので確認ください

7月中に新しい保険証を送付しますが、その際に個人番号の下4ヶタを併せてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

問住民課国保医療係（☎54-6602）

幕別消防署からのお知らせ

問幕別消防署（☎54-2434）

花火・火遊びによる火災に注意しましょう！

花火は楽しく安全に／

気軽に楽しめる花火は、取り扱いを誤ると火災ややけどなどの事故につながります。花火をするときは次の点に気を付けましょう。

- ・気象条件を考え、風が強いときは花火をしない
- ・周囲に燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ・子どもだけではなく、大人と一緒に遊ぶ
- ・説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ・水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける

子どもの火遊びに目を光させて／

子どもの火遊びによる火災は、発見が遅れ火災が拡大する傾向にあります。次の点に気を付け、火遊びによる火災を防ぎましょう。

- ・子どもだけを残して外出しない
- ・ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ・子どもだけで火を取り扱わせない
- ・火遊びをしているのを見掛けたら注意する

